

答 申 第 107 号

平成14年12月26日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年4月11日付け出第15号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成14年3月20日付けで異議申立人から提起された平成14年3月8日付け出第317号の1で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定を取り消し、不開示とした部分を開示すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成14年3月8日付け出第317号の1で行った「平成12年度千葉県一般会計・特別会計歳入歳出決算説明書に係る各部（委員会を含む。）の委託料執行状況調」（以下「本件文書」という。）の行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取り消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算説明書は、千葉県の当該年度の全ての公費の歳入歳出の状況を説明する唯一とも言える非常に重要な資料であり、これに係る内容は可能な限り、その内容・全容を県民に説明、知らしめることが重要なことと思われる。

その中であって、請求部分は各種執行业の支出経費項目のうち、第13節・委託料の執行状況についてであり、その全てについて何ら秘匿されるべき必要は認められず、特に今回不開示とされた委託先の部分は、当該事業の発注先であり、隠すことなく正々堂々と公開されてしかるべきである。

イ 普通地方公共団体の事務事業は本質的に当該自治体で行わなければならないものは別として、他の機関あるいは特定のものに委託して行わせることができるものであるが、これらが公法上、私法上いずれの契約によるものであっても、本来、当該自治体を実施することが前提として公金の支出、使用が認められているのであって、その委託先である当該事業の実施者が公にされ得ない理由は何もない。

これらは、公にされて初めて当該事業に対する公金支出の正当性、公平性あるいは透明性を納税者・県民に納得させられ得るものであり、そのことにより行政の信頼性が保ち得るのではないだろうか。

本事案のように特定の受託者が秘匿されれば、かえって公金の支出により実施される県の事業の透明性が失われその中に不当あるいは不正なことの発生を疑わせる事態にもつながり、一番大切な行政の信頼性を保ち得ない。ぜひ、本事案に関し委託先名を含めて公開してほしい。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件文書には、県の委託契約の相手方の名称、委託内容及び金額などが記載されておりこれは「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」である。
- (2) 本件文書に記載されている個別の契約金額は、契約の相手方にとっては、本来法人等の内部で管理されるべき経理上又は営業上の情報であり、各法人等の営業努力の結果導き出されたものと想定され、公開すると法人等の権利・利益を害するおそれがある。
- (3) また、庁内各部局において保有する当該契約に係る他の行政文書では、委託先法人等の持つノウハウ、契約金額算定根拠等の個別情報について、公にすることにより委託先法人等の権利・利益を害するおそれがあるため、委託先名等を不開示としているところである。したがって、本件文書に記載の委託先名を公開することは、各部局において不開示とされている委託先名が特定され、容易に当該法人等の持つノウハウ、契約金額算定根拠等を知りうることとなり、委託先法人等の権利・利益を害するおそれがある。
- (4) 以上の理由により、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号イに該当すると判断し、一部委託先の名称を不開示としたものである。

なお、本件文書で開示した委託先名は、競争入札によるものや条例で規定しているもの等、公表が前提の何人でも知り得る情報であり、公開しても委託先法人等の権利・正当な利益を害するおそれがないため開示したものである。

- (5) 本件文書に記載されている情報は、条例第8条第3号ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当し

ない。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件決定の内容について

本件文書は、千葉県出納長が地方自治法第233条第1項の規定により平成12年度の決算を調製するに際し、各課に対して提出を求め編冊した決算説明書の一部であり、1件500万円以上の委託料の執行状況が、事業名ごとに委託内容、委託先、委託料、備考の各欄に従って記載されている。

実施機関は、本件文書に記載された情報の内、一部委託先名を不開示としたものであり、実施機関の説明によれば、これらは契約方法が競争入札によるもの及び条例により委託先が定められているものなど公表が前提となっているものを除く委託先名である。

##### (2) 条例第8条第3号イ該当性について

ア 本件文書の記載内容からの判断について

(イ) 実施機関は本件文書に記載されている個別の契約金額は、契約の相手方にとっては、本来法人等の内部で管理されるべき経理上又は営業上の情報であり、各法人等の営業努力の結果導き出されたものと想定されることから、委託先名を公開すると当該法人等の権利・利益を害するおそれがあると説明するので、以下検討する。

(イ) 不開示とされた委託先名は概して言えば、随意契約による契約の相手先であるが、随意契約といえども、特殊な場合を除いて、契約に際しては法人等に見積書を提出させ、契約担当者の定める予定価格との比較により契約を成立させているところであり、法人等が見積額を決定する場合には当該法人等が持つ技術力、ノウハウ等に対する業務の難易度、業務量の多寡及び受注への意欲の度合いなどが総合的に勘案されているものと想定される。

(イ) しかしながら、本件文書に記載された内容は、委託内容の概要と委託金額の総額のみであり、これらの情報からは、当該法人等がどのような営業努力を行ったのかは知り得べくもない。

また、相応の営業努力の結果の契約金額であるとしても、競争入札においては、価格競争の結果が公表されていることに鑑みれば、随意契約についてのみ委託先名

を不開示とする理由もない。

- (エ) なお、千葉県財務規則第116条の2第1項ただし書の規定により見積書を徴しないことができる契約においては、当該法人等の営業努力の内容やノウハウに関する情報が盛り込まれる余地は一層少ないものと想定される。

イ 他の行政文書との関連について

- (ア) 次に実施機関は、各部局において保有する支出負担行為支出伝票等、他の行政文書において債権者名を不開示とすべき場合に、本件文書の委託先名を開示することが問題となる旨説明しているの以下検討する。

- (イ) 各部局において保有する支出負担行為支出伝票には、当該業務の仕様書、設計書のほか契約の相手方から提出された見積書、見積内訳、計画書等が添付されていることが想定され、保護すべきノウハウ等に関する情報があり得るものと考えられる。

そのため、当該支出負担行為支出伝票等に対する開示請求について、債権者名を不開示とすべき場合に、本件文書において委託先名が開示されてしまえば、債権者名を不開示とするものの意味がなくなり、法人等のノウハウを保護し得なくなるとの説明である。

- (ロ) 確かに、支出負担行為支出伝票等の行政文書に保護すべきノウハウ等に関連する情報があった場合に、債権者名を不開示として当該法人等の利益を保護しようとするのは、一応理由のある判断ではあるが、それらの行政文書に対する開示請求に対しては、先に本件文書によって委託先名が開示されている場合であっても、見積書や計画書等のノウハウに関連する情報そのものを開示するか不開示とするかを決定すれば足りるものと思料される。

ウ したがって、本件文書の委託先名を開示したとしても法人等の競争上の地位等正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号イに該当するとした実施機関の説明には理由がない。

(3) 結論

以上により、実施機関が不開示とした委託先名は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
14. 4. 12	諮問書の受理
14. 5. 7	実施機関の理由説明書の受理
14. 6. 13	異議申立人の意見書の受理
14. 12. 3	審議 実施機関から不開示理由の聴取
14. 12. 18	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学教授	
佐 野 善 房	弁護士	
古 幡 浩	城西国際大学講師	部会長
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成14年12月18日現在)